麻薬施用者免許申請手続きについて

- 申請前に必ずフローチャート、記入例をご参照ください。
- 全ての申請書について、フリクション等の消えるペンは使用できません。
- 申請者署名欄、診断書の日付は空欄としてください。

	提出書類	備考	所要期間
新規	①麻薬施用者免許申請書（様式1） ②原本照合済み医師免許の写し （発行中の場合は登録済証明書） ※人事課に提出済みの場合は不要	・大阪府内の他院から異動された場合は、前病院で麻薬免許を取得していないか必ず確認してください。（重複申請はできません） ・押印は申請者署名欄、診断書ともに訂正印含め不要です。 ・申請手数料は病院で負担致します。	1か月 ※繁忙期（年度初め（4～5月）、免許更新時期（10月））は、上記よりお時間をいただく場合があります。 ※準備でき次第医局へご連絡致します。
変更	①麻薬施用者免許証記載事項変更届 （府内他院から市大へ異動→様式2） （元々市大で従事→様式3） ②麻薬施用者免許証（原本） ※府内の他院から異動の場合 ③戸籍抄本（または謄本）の原本 ※発行3か月以内のもの ※姓変更の場合	・大阪府内の他院から異動された場合は、前病院から麻薬免許原本を必ず受け取ってください。 ・押印は訂正印含め不要です。	2週間～1か月 ※繁忙期（年度初め（4～5月）、免許更新時期（10月））は、上記よりお時間をいただく場合があります。 ※準備でき次第医局へご連絡致します。
廃止	①麻薬施用者業務廃止届（様式4） ②紛失理由書 ※原本を紛失した場合	・麻薬免許原本を紛失した場合のみ、申請書に押印が必要です。 また、紛失理由書の提出が必要ですので、事前に庶務課庶務担当（2711）までお問い合わせください。 ・麻薬免許原本がある場合は訂正印含め押印不要です。（異動等で原本受取りをしない限り、原本は病院で保管しています） ・申請忘れにご注意ください。	

★よくある問い合わせ

- 大阪府外から異動してきた　⇒新規申請が必要です。（都道府県ごとに管理されているため）
- 大阪府外へ異動する　⇒当院に廃止届を提出の上、異動先の病院で新たに申請が必要です。
- 大阪府内へ異動する　⇒原本をお受取りの上、異動先の病院で変更の手続きをしてください。
  ※お受取りの際は、希望日の3日前までに庶務課庶務担当（2711）へご連絡ください。
  取り寄せに時間を要するため、当日の申し出は原則対応できません。
  （各医局にて事前に取りまとめてご連絡いただけますと幸いです。）
  ※原本受取りを忘れて異動された場合、次の病院に原本を郵送することは原則できません。
  必ず異動前に秘書さんまたは医師本人にて原本受取りをお願い致します。

★★★提出前にご確認ください★★★

- □　必要な申請書類はすべて揃っていますか？
- □　記載内容に抜け漏れ、誤記はありませんか？
- □　重複申請していませんか？（大阪府内の他院からの異動の場合）